

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.1	歴史	文化財	(齋木勝委員・FAX) 印旛沼に流入する戸神川の流域に当る印西市西根において、船橋・印西線の県道建設に先立って発掘調査が実施され、今から約1,000年前の奈良・平安時代及び中世の水路跡が検出された。この地に生きた人々は利水遺構や数多くの農具を残しながら、水との共存を模索していたようである。このような発掘成果を河川整備計画に資料として活用してほしい。	河川整備計画本文には、簡単ですが流域の歴史を記載し、人と川の関わりを追加いたしました。	P.3 【歴史】 (中略) 農作が始まったところから江戸時代初期までは、谷津とその近隣が耕地として利用され、主な集落は谷地に隣接した台地上に位置していました。印西市西根において、今から約1,000年前の奈良・平安時代につくられた水路跡も発掘されており、人と川との関わりが永きにわたっていることが伺えます。
No.2	水質	印旛沼への導水	(金山英二委員) 手賀沼が端的に浄化されたのは導水であります。なぜ、印旛沼は導水できないのかを提案しており、事務局の回答には、「導水については利根川に関する水利権等の問題もあり困難と思われます」とあるが、健全化会議では、最終的には中期計画、中期構想をやる後に長期計画の中に導水や流動化を検討しますということになっている。	基本的には流域の問題は、まず流域で取り組むことが必要で、その取り組みもまだ始まったばかりです。確かに利根川の水を導水することで、沼の水質は改善されると考えられますが、流域の取り組みなしではやがて同じことが繰り返されることとなり、持続可能な流域管理が可能となり得ません。そのため、当面、汚濁負荷に関する流出抑制対策の徹底に努めるべきと考えます。 なお、水循環健全化会議で取り組むこととなっている流域対策による効果を見ながら、浄化用水の導水の可能性の検討も行いたいと考えます。	P.11 第2章 河川整備計画の対象 第2節 計画対象期間 本河川整備計画は、現時点の流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づいて策定したものであり、策定後もこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進捗などの変化により、適宜見直しを行うものとします。
No.3	水質	流動化	(鈴木康夫委員) 「印旛沼では、低泥浚渫と植生帯の設置を実施します。」に追加して、沼の流動化についても記述したらどうか。	なお、沼の導水や流動化などの水質浄化の取り組みについては、別途開催しています「印旛沼水循環健全化会議」と連携した「水質技術検討会」で、検討し、必要に応じてその成果を反映できるよう、河川整備計画は変更していきたいと考えております。	
No.4	水質	流動化	(水資源機構 村上喜昭氏・メール) (4) p21 7行目 「印旛沼では、低泥浚渫と植生帯の設置を実施します。」に追加して、沼の流動化についても記述したらどうか。		

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.5	治水	補足説明	(水資源機構 村上喜昭氏・メール) 参考資料5についての意見等 (1)p.3 右上「治水の現況と課題(印旛沼の内水位)」中「流入量の増大」の表現について、「都市化の進展に伴う洪水流入量の増加」とかに修正するのが適当である。(左中「流入量」の表現についても同様) (修正理由)単に流入量だけでは、年間の流入量と誤解されるため。印旛沼への年間総流入量は概ね変化していない。この文脈では、洪水時の流入量が増加したとの意味であると考えられる。(内水安全度の低下)	誤解を招くため、本文についても修正を加えます。	P12 第3章 治水に関する事項 第1節 治水に関する現況と課題 (中略) ……。このため、利根川合流点に逆流防止水門を設置したり、内水排除ポンプなどを設置して災害の防止に尽力してきましたが、近年の土地利用状況変化に伴う流出形態の変化により、ピーク流量が増大し、ポンプの能力不足や河道の流下能力不足が起こり、河川沿いの市街地や低平地の農耕地においてたびたび浸水被害が発生しています。
No.6	全般	河川整備の戦略	(池田隆顧問) 治水面ですが、ここに書かれているのは計画規模と標準的な断面が示されているのですが、印旛沼流域の河川整備をしていく上で何か戦略みたいなものをもう少し書かれてはどうか。 例えば、印旛沼周辺で一番の問題が高崎川と聞いているが、高崎川の浸水被害を軽減するために大和田機場を有効に活用して、印旛沼の水位を洪水が来る前に下げることを自由にできるようにして、当面は何とか今浸水している高崎川のほうの被害を軽減して、その間に改修を進めるとか、そういった、今一番困っているところを何とか助けていくための当面やるべきこと、急いでやったほうがいいのではないかとようなこと記述されてはどうか。 30年後までの計画ではあるが、急ぐべきところについては重点的に急ぐんだというような委員会の総意であるということを書かれてはどうか。	(事務局) ご意見のとおり、整備の重点をどこに置くかは重要だと認識しています。印旛沼圏域は、県内でも整備水準が低いので、来年度から他河川の事業費を分配して事業の進捗を図る予定です。 特に、現況治水安全度が低く資産の集積している鹿島川と高崎川、印旛放水路(下流部)の3河川を緊急的に整備する予定です。 印旛沼の水位を洪水前に下げる対策は、既に水資源機構に協力して頂き印旛沼の治水安全度の向上に努めています。なお、深刻な浸水被害の出ている高崎川では、検討の結果、高崎川の改修が不可欠との結論を得ていますので改修のほうを早く進めていかなければと考えています。	P.14 第2節 治水に関する目標 洪水による災害の防止または軽減に関する目標は、 水害により生じる直接的な資産被害が高い市街地について重点的に浸水被害の軽減を図るものとし、概ね50年に1度発生する洪水を安全に流下させることを目標としますが、圏域内の河川延長の約7割の区間が概ね10年に1度発生する洪水(1時間に50mm程度の降雨)を安全に流下することができない状況にあり、早急な治水安全度の向上が求められていることを踏まえ、当面の整備目標を概ね10年に1度発生する洪水とします。 (中略) また、河川整備計画の対象河川における内水被害の軽減については、関連市町村や関係部局と連携を図り、雨水貯留・浸透施設の設置などの流域対策を講ずるとともに、 印旛沼の迎洪水位の調整などの緊急的な対応により、治水安全度の向上に努めていきます。
					P.24 第6章 河川工事の実施区間と内容 第1節 施行の場所 施行の場所は、洪水に対する安全を優先的に考慮すると共に、自然環境や親水環境等の面にも配慮し、河川工事を計画的に進める区間は、沿川の人口や土地利用、災害の発生状況、既往計画や事業の実施状況を鑑み決定し、 優先度の高いものを重点的に進め、効果的な事業の実施に努めます。

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.7	水質	補足説明	(水資源機構 村上喜昭氏・メール) (2) p17 12行目 「圏域内の河川は昭和・・・水質が改善されています。」 は、具体的に何処(手賀沼, 印旛沼?)で実施したかを明確に記述すべきでないか。	(事務局) 河川浄化施設は、大堀川、大津川(2箇所)、桑納川で実施、導水事業は手賀沼と大堀川で実施しています。	P17 (1)水質 (中略) 圏域内の河川は昭和40年代の高度成長に伴い水質が悪化し、平成12年度まで、手賀沼ワースト1位、印旛沼が同2～3位になるほど汚濁が進行しましたが、「北千葉導水事業」による手賀沼と大堀川への浄化用水導水(10m ³ /s)、浄化施設の設置(大堀川、大津川、桑納川)、浚渫、帯留水の流動化対策、県や市町村による流域下水道の整備が進められ、流入河川を中心に水質が改善されています。
No.8	自然環境	沈水植物の回復	(梶山誠委員) ヨシやマコモなどの抽水植物の保全があげられているが、魚類や甲殻類など水の中の生物には水際の植生だけではなく、沈水植物やアサザなどの浮葉植物もたくさんあったのが、透明度が落ちたり、砂地が泥に変わったりして、無くなってしまったが、これらの回復を目指していただきたい。	かつて印旛沼や手賀沼が沈水植物の宝庫であり、その回復を目指すことは大切な事と考えています。しかしながら、ヨシなどと異なり、沈水植物の生育環境を整えるためには水質の大幅な改善が不可欠ですので、「印旛沼水循環健全化会議」や「水質保全協議会」を通じて多様な植物の生育環境を改善するための水質改善に取り組んでいきたいと考えています。	P18 (2)自然環境 (中略) 手賀沼と印旛沼は水生植物の生育場となっており、かつては、 <u>岸辺の浅いところからヨシ、マコモ、ヒメガマ等の抽水食物が繁茂し、水深が増すに従って、ヒシ、アサザ等の浮揚植物、次いで水中に葉を広げる沈水植物が繁茂していました。今では、環境省レッドデータブック絶滅危惧IA類に指定されているガシヤモク、ムサシモ、絶滅危惧B類に指定されているジョウロウスゲ、トリゲモ、イトトリゲモなどの貴重種が生息しています。</u> P20 (2)自然環境 ヨシやマコモなどの水生植物が茂る河川は、自然が豊かで多くの動植物の生息・生育する場となっており、圏域内における河川本来の姿です。 <u>また、かつての手賀沼や印旛沼は、沈水植物や浮葉植物などの水生植物の宝庫であり、</u> 河道改修にあたっては、このような生息・生育環境について可能な限り保全・復元を図るものとします。

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.9	自然環境	連続性確保	(渡貫博孝委員) 水田がほとんど半年間は乾田になっていて、ドジョウとかナマズとかが河川と田んぼを言ったり来たりすることを田んぼが拒否しているわけで、土地改良関係は今後は進歩するのか。河川整備計画を読めば、河川改修はこうやるんだなというところはわかりますけれども、総合的な環境ということについてはほとんど触れてないというふうには読み取れます。	河川行政や農林行政も、これまで時代の流れとともに、効率的な事業展開を重視してきた結果、環境に関する弊害が生じてきたことも事実です。今後は、お互いの役割分担の中で、環境にも配慮していくことが必要です。	P18 (2)自然環境 (中略) 河川に生息する魚類は、コイ、フナ、オイカワ、ウナギなど平地河川に一般に見られる種が生息しています。 <u>水田の乾田化や末端水路の改修によって水域の連続性が失われ</u> 、ドジョウ、ナマズ、メダカなど河川と水田を行き来するような種は <u>減少しています</u> 。また、瀬に生息する魚類であるアユなどはあまり見られません。底生生物はテナガエビやマシジミが生息しており、印旛沼では漁も行われています。
No.10	自然環境	連続性確保	(梶山誠委員) ドジョウやナマズやメダカについて「河川と水田を行き来する種も見られ、水域の連続性が保たれていることが伺えます」と書いてあるが、昔はかなり連続性があったのが、今は連続性が非常に少なく、これらの魚種は減っているのので、ここの表現はもう少しお考えいただきたい。	水田の乾田化や末端水路の改修など連続性の減少は明らかです。本文を訂正いたします。	P23 (2)自然環境 (中略) <u>取水堰や橋梁などの河川横断構造物に対しては、魚類の移動の阻害や植物の生育など河川環境の障害とならないように施設管理者と調整し、適切な処置を行うとともに、改築や新設の際には適切な指導を行うものとします。</u>
No.11	自然環境	貴重種	(杉森文夫委員) 印旛沼には、環境省が2002年のレッドデータブックの中で絶滅危惧1B類に指定しているサンカノゴイが繁殖しています。それからオオセッカの観察記録があるようです。この記述がないので追加していただきたい。	貴重種については、そればかりが重要視されてしまうおそれがあることから、記載を控えていましたが、追記いたします。	P18 (2)自然環境 (中略) <u>水面、ヨシ原、斜面林と連続する自然は豊かな繁殖場を提供しており、環境省レッドデータブック絶滅危惧1B類のサンカノゴイやオオセッカの繁殖も確認されています。</u>

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.12	水質	農地からの 負荷軽減	(渡貫博孝委員) 水質の面で言えば、自然系に水質汚濁の原因が約50%あるというふうに言われているわけですから、農地から出る富栄養化の物質をどういうふうに対処かということを考えていかなければいけない。そのような農業の技術はないものか。	(鈴木孝市委員) 農業者も水を汚しているのは事実だと思います。大きな原因が、田植え前の代かきをしてその水が肥料分を持って流れることにあります。それを出さないために、代かき期ではなく、田植え中に肥料をやりながら田植えをする「施肥田植え機」という機械が水質汚濁を防ぐ1つの手段であるということで、取り入れられてきてます。	P.20 第2節 河川環境に関する目標 (1)水質 (中略) 目標達成に向け、手賀沼と印旛沼では5年ごとに湖沼水質保全計画を策定しており、平成17年度の水質目標を手賀沼はCOD13mg/l、印旛沼はCOD10mg/lとしていますが、平成14年度の手賀沼と印旛沼の水質はともに10mg/lで、平成17年度の目標値を達成しました。しかしながら、水質の環境基準値は未達成であることから、関係機関や地域住民と連携を図りながら、引き続き水質浄化対策を推進していくものとします。
No.13	水質	農地からの 負荷軽減		(鈴木孝市委員) 冬場でも暗渠排水を使って、印旛沼の汚れた水を田んぼを通すだけでも何割か浄化しているというデータも出ています。現在、国営かんがい事業、印旛沼2期地区という計画を進めており、この中でも汚染された水を印旛沼に排水しない方法を検討課題としています。	
No.14	水質	農地からの 負荷軽減		(鈴木孝市委員) 冬場でも暗渠排水を使って、印旛沼の汚れた水を田んぼを通すだけでも何割か浄化しているというデータも出ています。現在、国営かんがい事業、印旛沼2期地区という計画を進めており、この中でも汚染された水を印旛沼に排水しない方法を検討課題としています。	
No.15	水質	農地からの 負荷軽減		(小池候郎委員・FAX) 農業肥料の流出も水質汚染の要因であることを認識すべきであり、農業者の一人として責任を感じざるを得ません。琵琶湖での農業用水の再利用(ポンプにて汲み上げて)も将来的に考えるべき。	
No.16	水質	補足説明	(水資源機構 村上喜昭氏・メール) (3)p20 7行目 「平成17年度の水質目標を手賀沼は、COD13mg/l、印旛沼はCOD10mg/lと…」は、数値だけをみると平成14年度の公表値より高くなっているが、そのあたりの説明を入れる必要があるのではないか。	当面、環境基準値に向けた取り組みの中で、5年ごとに策定している「湖沼水質保全計画」では、平成12年度の水質の実態を勘案し、平成17年度の目標を、手賀沼で13mg/l、印旛沼で10mg/lと設定しました。このなかで、手賀沼は北千葉導水の効果をあまり大きく評価していませんでしたが、結果的には水質の改善が進んだことになりました。 COD75%値 H12実態 H17目標 環境基準値 手賀沼 15mg/l 13mg/l 5mg/l 印旛沼 11mg/l 10mg/l 3mg/l	
No.17	水質	公共下水道 合併浄化槽 の普及推進	(八千代市長代理・小川昇委員・FAX) 水質の悪化はチッソ、リン等、水田から排出される量が非常に多い点にあるが、汚染そのものは、家庭雑排水の流入によって進んでいると思うので各自治体に公共下水道の促進及び調整地域については合併浄化槽の設置等の一層の推進を明言すべき。 河川の河道拡幅及び多自然型の改修では水質汚濁の解消にはつながらない。	ご指摘のとおりと考えます。 水質問題は、流域全体で取り組まなければ、改善されないものと認識しております。そのためには、河川管理者ができる浄化対策のみならず、下水道整備率の向上という効果的な対策から、住民一人一人が汚濁負荷軽減に努める啓発的な対策まで、お互いのできることから取り組むことが必要と考えます。	P.21 水質は、目標とする環境基準値の達成に向け、下水道部局と連携して汚濁負荷量、削減量を検討し、改善を図るものとします。 (中略) また、関係市町村や関係部局と調整を図り、水質監視体制の充実、事業者への自主監視体制の指導を進め、水質の汚濁要因の軽減を図ります。さらに手賀沼ピトーブなどの環境学習の場を利用した啓発活動を推進し、 河川管理者、関係機関及び地域住民が協働 で水質浄化に努めます。

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.18	親水環境	拠点の整備	(金山英二委員) 環境学習、情報発信、親水性、環境、その他の面で、竜神橋の際のふるさと広場に、拠点となるセンターをつくりたいというのが念願ですが、ニーズがあればと言われますが、ニーズはあるんです。 現在は、8月の花火大会、チューリップの大会以外はほとんど人が行きませんが、今年から、佐倉市の循環バスで午前2回、午後2回の交通アクセスが確保されています。ニーズがあればということですので、拠点づくりの「考えてはいません」という記述は変更をお願いしたい。	ご要望の施設整備については、河川管理施設でない建築物は河川管理者によって設置でき無いこととなっていますが、階段護岸や親水デッキ等の拠点整備については、今後の動向を見て検討していきたいと考えます。	P.23 (3)親水環境 治水を目的とした河川整備の際には、管理用通路を整備し、散策などに利用しやすいような環境の創出を図るとともに、公園や住宅地などの多数の住民が集まる施設や地域に隣接する河川では、水辺に近づける階段の整備、子供が安心して遊べる浅瀬の整備などを推進し、住民が川に親しめる拠点の整備に努めるとともに、埋蔵文化財の所在が確認されている区間について、施工時に適切な配慮を行うものとしします。
No.19	治水	具体的箇所付け	(鈴木康夫委員・メール) (1)p11 6行目及びp14 4行目 「p11,.....概ね30年間とし、緊急性の高い区間から事業を進めます。」、「p14,.....当面の整備目標を概ね10年に1度発生する洪水とします。」と記載しているが、ある程度具体的な箇所付けをした方がよいのではないかと。	整備計画で実施する河川の施行区間の箇所付けについては、図面を添付しておりますが、緊急性の高い区間については、特に、現況治水安全度が低く資産の集積している鹿島川と高崎川、印旛放水路(下流部)の3河川を緊急的に整備する予定です。 ただし、その後の流域の開発状況や災害等の発生に伴い、優先的に実施すべき箇所は柔軟に対応する必要があると考え、考え方のみ示しました。	P.24 第6章 河川工事の実施区間と内容 第1節 施行の場所 手賀沼・印旛沼・根木名川圏域の河川は、昭和50年代に急速に流域の市街化が進んだ結果、治水安全度が低下している河川が多く、治水整備が急務となっています。 施行の場所は、洪水に対する安全を優先的に考慮すると共に、自然環境や親水環境等の面にも配慮し、河川工事を計画的に進める区間は、沿川の人口や土地利用、災害の発生状況、既往計画や事業の実施状況を鑑み決定し、優先度の高いものを重点的に進め、効果的な事業の実施に努めます。
No.20	全般	治水優先	(小池候郎委員・FAX) 懇談会の発言の中で学識経験者・住民の声も確かに尊重すべきだが、現実の問題として目的は先ず治水事業の一言につきる。 治水の問題が解決してから、諸々の問題解決のため、沼の浚渫、利根川導水、植生化による水質浄化等の事業の実施に移すべき。	河川管理者として1番の責務は「住民の生命と財産を守る」ことにあると考えていますが、これまで行われてきた頑強で経済性重視の河川工の反省点を踏まえ、河川工事に際しては環境へ配慮することもあわせて行うこととしています。	
No.21	治水	資料の訂正	(水資源機構 村上喜昭氏・メール) (6)p27 2行目 「印旛沼は、印旛沼開発事業によって、概ね5年に1度の洪水に対応できる規模で改修が完成していますが、」の記述があるが、印旛沼開発工事誌によると30年確率3日雨量で決定しているとのことであるが、整合はとれているのでしょうか。	印旛沼は、印旛沼開発事業によって、30年に1度の洪水に対応できる規模で改修が完成しましたが、流域の市街化の進展等や堤防の沈下に伴い、現在では概ね5年に1度の洪水に対応できる規模まで、治水安全度が低下しています。そのため、再度、流域の状況を勘案しながら30年に1度の洪水に対応できる規模まで治水安全度を向上させるものです。 記述を修正します。	P.27 (5)印旛沼・長門川・印旛水路 印旛沼は、「印旛沼開発事業」によって、概ね30年に1度の洪水に対応できる規模で改修が完成しましたが、流域の市街化等の進展等や堤防の沈下に伴い、現在では概ね5年に1度の洪水に対応できる規模まで治水安全度は低下しました。そのため、利根川水位の上昇により印旛沼が氾濫すれば、周囲の干拓地に甚大な被害が発生し、社会的影響も極めて大きいことは明らかです。よって、30年に1度発生する内水に対応できる河川整備を印旛沼と長門川、および印旛水路で行います。

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.22	治水	流入河川対策	(鈴木孝市委員) 手繰川でいえば国道296号の直下,それから,小竹川のほうは市の管理の区域との境目で,年に何回かずつ越流しているのて,単純に同じ高さじゃなくて,やはり上流は少しかさを上げていただくということも必要。	手繰川の国道296号周辺については整備済と認識しています。また,小竹川についても印旛沼開発事業で築堤を行っていますので,堤防高は相応にあると認識しています。 県管理区間の上流は佐倉市で改修事業を実施中であります。 なお,県管理区間においては,今後の浸水実態を調査したうえ,必要があれば検討します。	P.27 (8)手繰川 手繰川と小竹川は「印旛沼開発事業」による一次改修がなされており,その後,手繰川は,局部改良事業で再度改修され,概ね10年に1回発生する洪水(1時間に50mm程度の降雨)に対応できる現況流下能力を既に有しています。他の印旛沼流入河川の整備水準を考慮した結果,手繰川と小竹川の改修は行わず,現況の治水安全度を維持するための管理を行います。 P.71 第2節 河川維持の種類 (1)河川管理施設 堤防,護岸,洪水調節池などの施設がその機能を常に発揮し得るように日常的な河川巡視による異常の早期発見,状況の把握に努めるとともに必要な対策を行います。
No.23	整備内容	具体的記載	(梶山誠委員) 整備計画の中に,印旛沼のどこをどのように浚渫するか記載されていない。沼の中に水生植物帯を増やす場合,これらの浚渫と相入れない部分が出てくるので,浚渫の具体的な計画や模式図等を記述してもらいたい。 それから,水際の植物帯についても水際に近いところまで浚渫すると,だんだん崩れて植物帯も流出してしまうことが考えられるので,浚渫の方法は慎重に考えていただきたい。	浚渫や植生帯については,実施する計画ですが,「印旛沼流域水循環健全化会議」で提示している浚渫や植生帯の具体的な数値は,国に新規事業として要求している内容であり,今後,「印旛沼流域水循環健全化会議」の「水質技術検討会」で詳細に検討を行ったうえで,最終的な事業規模,実施位置などが決定されますので,ここでは記載しないこととしました。	P.43 (5)長門川・北印旛沼・印旛水路・西印旛沼 印旛水路 ・整備内容 築堤工・掘削工
No.24	整備内容	具体的記載	(釜山英二委員) 印旛沼の浚渫は,我々が頂いた資料では,浚渫は高濃度薄層浚渫を,西沼,北沼で行い,全体の浚渫量は67万立メートルと聞いています。		
No.25	整備内容	具体的記載	(釜山委員) 植生帯は,西沼6.4キロメートル,北沼5.7キロメートルということが健全化会議で出ています。		
No.26	整備内容	資料訂正	(水資源機構 村上喜昭氏・メール) (7)p42 22行目 印旛水路の整備内容について,水循環健全化会議の緊急行動計画においては,印旛(捷)水路の掘削(浚渫と同じ意味?)が県の対策としているが,本整備計画の中では抜けているが,その整合性を図る必要があるのではないか。	誤記でしたので訂正いたします。	

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.27	整備内容	資料訂正		記載内容の中に、まぎらわしい表現がありましたので一部修正いたしました。	P.45 (6)鹿島川・高崎川 改修断面は、法勾配1:2の土羽構造を基本とし、香水敷きを10m程度確保した断面とします。護岸は橋梁、堰等の構造物の付近など最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育に配慮し自然素材を用い自然な水際になるようにします。 鹿島川は、沿川が水田に囲まれ、周辺斜面緑地と相まって良好な景観と多くの生物が生息する空間を有しています。このため、印旛沼と同様に水際にヨシ原の造成を行い、動植物の生息・生育に配慮した改修とします。また、良好な景観を活かした親水整備を図り、地域住民が川とふれあう場として、機能の充実を図ります。 高崎川は、佐倉市街地を環流していることから、堤防天端の整備や高水敷に散策路などを配し、親水に十分配慮した整備を行うものとします。
No.28	治水	二次内水の軽減	(鈴木孝市委員) 印旛沼堤防を当面は5メートルでかさ上げするということですが、流入河川の堤防の整備も一緒にやらなければ河川の中流部で越流した水が田んぼに入り、土地改良区の排水機場で排水することになり、ポンプの能力を超えてしまうことがある。沼のだけでなく、河川の中流域までの築堤をあわせていただきたい。	今回、計画している印旛沼堤防は、元々の計画高まで築堤を行う計画となっています。印旛沼堤防のかさ上げとともに不足する流入河川の堤防高も確保する計画です。	P.70 第2節 河川維持の種類 (1)河川管理施設 堤防、護岸、洪水調節池などの施設がその機能を常に発揮し得るように日常的な河川巡視による異常の早期発見・状況の把握に努めるとともに必要な対策を行います。
No.29	維持管理	維持管理	(梶山誠委員) 環境のためにヨシ、マコモ等の水生植物を増やすのは良いが、水質の改善のためにそのような植物帯を活かすには、植物が吸収したものを刈り取って回収しなければいけない。その部分の記述が維持管理のところにされていない。	ご指摘のとおり、植生帯については、通常の法面と同様に定期的な刈り入れと回収を行います。刈り取ったヨシなどは、その利用も含めて検討の必要があります。 なお、印旛沼のヨシ原にはオオヨシキリやセッカなどが巣を作っている場合もあり、現地調査を定期的に行いながら、時期や範囲についても配慮する必要があります。	P.70 (2)河道の維持管理 定期的な河川巡視によって、河岸や河床の状況把握に努め、維持浚渫、除草などを計画的に実施し、洪水流下能力の維持、河岸や親水施設の利用等に配慮した適切な維持管理を行います。なお、植生帯の施工においては、浄化で吸収した窒素・リン等が再び河川に戻らないような植物の利用・処分方法を含めた検討を行ったうえで設置するとともに、その維持管理に当たっては、設置された植生帯にける鳥類等の生息状況を勘案しながら、実施の時期、範囲等を検討することとします。

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.30	自然環境	環境の目標	(中村俊彦委員) 環境の目標が挙げられており、河川改修は詳しく出ているのだが、環境というものをもう少し考えていただきたい。	印旛沼の環境の目標は、「印旛沼水循環健全化会議」で「恵の沼をふたたび」として掲げているように、従来の印旛沼の姿への回復を基本的に目指していると考えています。 その点については、今回の整備計画においても一部記載することとしました。	P72 第8章 その他 第1節 河川情報の提供、流域における取り組みの支援等 (中略) <u>なお、印旛沼においては、治水、環境に関する喫緊の課題に対応するための「印旛沼流域水循環健全化会議」を設立し、「恵の沼をふたたび」と題して、緊急行動計画を作成して、市民団体、水利用者、行政が一同に会して計画を策定し、実践しています。これら取り組みを、河川管理者も実践するとともに、様々な取り組みを支援していきます。</u>
No.31	啓発活動	行事の場の活用	(齋木勝委員・FAX) 市民の郷土意識を高め、親水性を高めることが、河川浄化に寄与すると思われる。この圏域では、柏市・我孫子市・沼南町主催による「手賀エコマラソン」、佐倉市主催の「朝日健康マラソン」、成田市主催の「成田ポップマラソン」が開催されており、手賀沼・印旛沼がそのフィールドになっている。多様な世論形成のために、これらの開催機会に合わせて広報し、市民の親水性を高めることができるのではないかと。	情報提供については、このような流域懇談会や工事規模別の説明会、県庁ホームページなど提供していますが、印旛沼においては、治水、環境に関する喫緊の課題に対応するための「印旛沼流域水循環健全化会議」を設立し、「恵の沼をふたたび」と題して、緊急行動計画を作成して、県民大会を開催するなどの取り組みも行っています。 ご意見のとおり、今後は様々な機会を捉えながら、情報発信に努めていきます。	
No.32	親水環境	河川愛護月間の推進	(金山英二委員) 河川愛護月間というのが7月にあり、これは国土交通省の大臣が県知事に、河川愛護月間で行事をやってくれと要請が来て、各土木事務所、各市町村に河川愛護をやってほしいということを言うものですが、実施しているのが果たしてどのくらいあるのか。7月という暑い時期ではあるが、河川愛護月間を県として全ての河川に広げてやっていただきたい。	国及び県では、河川愛護月間に関係市町村や市民団体、地域住民の協力を得て、県内河川で、河川清掃などの取り組みを実施しています。もちろん、この取り組みはすべての河川で実施しているわけではありません。 今後は、このような取り組みを継続するとともに、様々な場を通じて、地域住民との情報共有や意見交換を行いながら、河川愛護活動を広げていきたいと考えています。	P.72 第3節 河川愛護等の普及、啓発 地球の水循環の中にある川は、多くの生き物を育み、人の生活と密接に関わるものであり、人間社会の発達に依りて、川と人のかかわりは変遷しています。このような河川を身近な環境教育の場として捉え、適切な拠点の整備のほか、学習機会の提供、職員の派遣、指導者の育成、に努め、地域住民の河川愛護意識を高めることに努めるとともに、河川に関する <u>行事の開催</u> や広報活動を強化し、知識の周知や興味関心の向上に努めます。
No.33	その他	事業の連携	(鈴木孝市委員) 管内では現在500ヘクタールを超える面積を建設残土等で盛土をしているところですが、現在、建設残土が、かなり悪者扱いされて事業ができない状況になっています。周辺の農地の整備も一緒に並行しながら、河川や印旛沼の整備を行って頂きたい。	大規模な残土や盛土が発生する河川事業は残土の受け入れ先や盛土材料の確保に苦心していますので、ご意見のとおり他事業と調整しながら事業を実施したいと考えています。	なし

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.34	河川法	資料整理	(中村俊彦委員) 河川法計画の目的というので棒グラフがあるが、一見すると治水がたくさんあり、利水がその次で環境が少ないように受けとめられる。グラフを反転し、治水は昔から実施してきたとするほうが良い。	図は、過去が上、現在が下、という表現になっており、これまでの河川法の歴史の中で、治水が長く、環境はまだ歴史が浅いという時系列を表現したにすぎませんが、以後の資料としてはもう少し考慮します。	なし
No.35	河川法	河川名	(水資源機構 村上喜昭氏・メール) (5)p25 表4 河川名称で、印旛放水路(上流部)は地元では新川、印旛放水路(下流部)は同様に花見川、印旛水路は印旛捷水路とも呼ばれていますが、河川法での呼び方は記述の通りとなっているのでしょうか。	河川名称で、印旛放水路(上流部)は新川、印旛放水路(下流部)は花見川に呼ばれており、一般的に印旛放水路(上流部)と印旛放水路(下流部)と呼んでいますが、正式には一連区間をまとめて印旛放水路として指定されています。 なお、印旛捷水路は印旛水路として指定されています。	なし
No.36	名称	資料訂正	(水資源機構 村上喜昭氏・メール) 組織名改訂にともない、水資源開発公団 水資源機構に訂正願いたい。	ご意見のとおり訂正いたします。	なし
No.37	堤防高	根拠	(水資源機構 村上喜昭氏・メール) 参考資料5についての意見等 (2)p.3 右中「治水の現況と課題(印旛沼の治水容量)」中「印旛沼現況安全水位Y.P.3.35m」の根拠は何かご教示下さい。	印旛沼現況堤防高が概ねY.P.4.50mであることから、計画時の余裕高1.15mを考慮して、現在有する印旛沼の現況安全水位をY.P.3.35mとしました。	なし
No.38	全般	懇談会趣旨	(中村俊彦委員) 流域懇談会は、河川管理者がこういうふうに河川改修をやるから、これでよろしいか？というような、そういう会なのかと思う。	平成9年の河川法改正では、河川管理者は河川整備計画の原案を示した上で、学識経験者や地域住民から意見を聴くこととなっております。千葉県で開催している流域懇談会は、その手続きの中で、学識経験者や地域住民を一同に会して議論する場として設置しています。	河川法改正の目的
No.39	流域懇談会	趣旨	(中村俊彦委員) 流域懇談会の趣旨としては、まず地域住民が水循環を高める対策を実行し、それから、河川改修を実行する形になるのではないかと。 河川改修の断面を見せていただくと、すごく変だということはないが、流域懇談会はそういうためにあるのではなく、流域をみんなで考えるようなものがあるのも良いのではないかと。	治水に関しては、現在、被害が発生している現状を考慮し、緊急的に河川改修を行うこととしていますが、流域からの流出形態の変化は、土地利用の変化が原因ですので、流域の水循環系の回復を目指す流域対策についても、できるものから順次、実施していくことが必要です。 なお、流域懇談会は、これまで河川整備の計画策定段階における学識経験者や地域住民からの「意見聴取の場」として考えてきました。しかし、今では、ご指摘のとおり、流域の現状や課題について、河川管理者及び地域住民が情報を共有し、流域内に発生している様々な諸問題について考える「気づきの場」となりつつあります。また、このような議論を通して、流域対策の必要性に理解と認識が生まれ、流域一体の取り組みが可能となることが期待されます。	手賀沼・印旛沼・根木名川圏流域懇談会の規約改定

番号	項目	意見の内容	意見要旨	回答	本文記載内容
No.40	全 般	整備計画に「夢」を位置付けてほしい	(中村俊彦委員) 市民と一緒に環境を考えていくときに、トキやサケの話など非常に夢があって、市民も一緒に乗ってくれるんじゃないか。	現在の流域の状況としては、洪水被害が発生している箇所も残されていることや印旛沼の水質悪化が深刻化していることを考慮し、本計画では現状の改善を目標に設定しています。 ご指摘のとおり、計画の中に「夢」を描くことも必要かもしれませんが、河川整備計画は、当面早急に対応すべき内容を記載しており、河川管理者が描く「夢」ではなく、むしろ地域が描く「夢」であれば、それにあわせて河川整備計画を変更して、対応することも可能と思われます。 また、「河川整備計画」は河川管理者が行う計画ですが、「印旛沼流域水循環健全化緊急行動計画」は、地域の自主的な任意計画であり、そちらで議論することが適当であると思われます。	
No.41	全 般	整備計画に「夢」を位置付けてほしい	(金山英二委員) この計画は30年間続くのですが、夢も希望もないという計画です。今のところは何もないかもしれませんが、県の手賀沼・印旛沼公園計画、これは生きてると私どもは理解しております。そういう整備の中でつくれるという希望を持たせないといけないのではないかと。		
No.42	全 般	整備計画に「夢」を位置付けてほしい	(杉森文夫委員) 印旛沼流域、30年間の計画なんですから、やはり多少の夢は入れてほしい。自然環境に関しては、30年後に鳥で言えばガンとかハクチョウが印旛沼で暮らせるような、そういった夢をどこかに入れていただくことによって、この流域で暮らしているNGOやNPOの人たちに夢を与えることも大事かもしれません。 同時にこの地域で暮らしている子供たちにそういった夢を持たせないと、ますます縁が切れていけばかりではないかと思えます。		
No.43	全 般	整備計画に「夢」を位置付けてほしい	(小池候郎委員・FAX) 会の流れとして、その立場立場の発言でそれなりに理想的はあるが、夢を求める治水事業は困難ではないか。私達が子供の頃は岸边ではアンが生え、藻が浮いて中でフナを囲み、取りも出来たのどかな風景が思い出されます。これを取り戻すことは無理かもしれません。将来的な夢も大事かもしれませんが、早急に取り組めるものを求めて問題解決すべき。		